

商品概要説明書

農機ハウスローン

(2024年7月1日現在)

商品名	農機ハウスローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○農業を営んでいる方または農業に従事している方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。○前年度税込年収が 150 万円以上ある方。○生活の本拠が定まっている方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかを目的とすご資金（借入申込日から過去 3 か月以内に支払済みとなった資金を含む。）が対象です。<ul style="list-style-type: none">①農機具等購入資金（農業用自動車・中古農業用自動車および中古農機具を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。②パイプハウス等資材、ほ場に係る建設費用等（ハウス・井戸・暗渠・給排水施設工事等）。③発電・蓄電設備の取得資金。④格納庫等の増改築・取得資金。⑤他金融機関等から借入中の①～④の借換資金。
借入金額	○1,500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○据置期間を含め 15 年以内とします。○据置期間は、初回ご融資日から 2 年後までの範囲内とします。○ただし、他金融機関から借入中の農機具等購入資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の農機具等購入資金の残存期間内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式、年 1 回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

保証料	<p>○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例：金利 1.80%の場合）】</p> <table border="1" data-bbox="533 344 1374 443"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>2,438</td> <td>6,981</td> <td>11,579</td> <td>16,225</td> <td>23,302</td> <td>35,365</td> </tr> </table> <p>②分割後払 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.450%です。</p>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料（円）	2,438	6,981	11,579	16,225	23,302	35,365
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年									
保証料（円）	2,438	6,981	11,579	16,225	23,302	35,365									
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合… 0 円 ②一部繰上返済の場合… 0 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 0 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融課（電話：0 9 4 9 - 2 4 - 2 3 1 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融課または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：0 9 2 - 7 4 1 - 3 2 0 8） 北九州法律相談センター（電話：0 9 3 - 5 6 1 - 0 3 6 0） 久留米法律相談センター（電話：0 9 4 2 - 3 0 - 0 1 4 4）</p>														
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>														

J A 直鞆